

○香川大学学則

		平成16年4月1日
改正	平成17年3月29日	平成17年4月1日
	平成17年7月28日	平成17年11月18日
	平成18年1月26日	平成18年4月1日
	平成18年4月1日	平成18年4月27日
	平成19年4月1日	平成19年12月26日
	平成20年3月1日	平成20年4月1日
	平成20年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年3月1日	平成21年4月1日
	平成21年6月25日	平成21年12月24日
	平成22年4月1日	平成22年7月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成25年7月23日
	平成25年11月21日	平成26年4月1日
	平成26年12月1日	平成27年3月1日
	平成27年4月1日	平成27年5月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年8月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年7月1日	令和2年11月26日
	令和3年4月1日	

目次

- 第1章 理念及び目標（第1条—第2条の2）
- 第2章 自己評価等（第3条・第4条）
- 第3章 学部等（第5条—第16条）
- 第4章 職員等（第17条—第19条）
- 第5章 教授会等（第20条・第21条）
- 第6章 学年、学期及び休業日（第22条—第24条）
- 第7章 修業年限及び在学期間（第25条・第26条）
- 第8章 入学及び転学部等（第27条—第38条）

第9章 教育課程及び履修方法（第39条—第51条）

第10章 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第52条）

第11章 単位の授与、卒業及び学位の授与（第53条—第59条）

第12章 教育職員免許（第60条）

第13章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍（第61条—第66条）

第14章 検定料、入学料及び授業料（第67条—第74条）

第15章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、短期交流学生及び外国人留学生（第75条—第82条）

第16章 賞罰（第83条・第84条）

第17章 寄宿舍（第85条・第86条）

第18章 公開講座（第87条）

第19章 特別の課程（第88条）

附則

第1章 理念及び目標

（理念）

第1条 香川大学（以下「本学」という。）は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とする。

（目標）

第2条 本学は、豊かな人間性と高い倫理性の上に、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探求能力を備え、国際的に活動できる人材を育成することを教育の目標とする。

2 本学は、多様な価値観の融合から発想される創造的・革新的基礎研究の上に、特色ある研究を開花させ、社会の諸課題の解決に向けた応用的研究を展開することを研究の目標とする。

3 本学は、「知」の源泉として、地域ニーズに応えとともに、蓄積された研究成果をもとに文化、産業、医療、生涯学習等の振興に寄与することを地域貢献の目標とする。

（目的）

第2条の2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2章 自己評価等

(自己評価等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の理念・目標を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

第3章 学部等

(学部及び学科又は課程)

第5条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

教育学部

学校教育教員養成課程

法学部 法学科

経済学部

経済学科

医学部

医学科

看護学科

臨床心理学科

創造工学部

創造工学科

農学部

応用生物科学科

2 学部、学科及び課程ごとの収容定員は、別表第2のとおりとする。

3 前各項に掲げるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織の編制)

第5条の2 本学の教員組織は、前条の各学部及び各学科又は各課程における教育研究に係る責任の所在が明確になるように編制する。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、大学院学則の定めるところによる。

第7条 削除

(大学の施設)

第8条 本学に、次の施設を置く。

(1) 図書館

(2) 博物館

2 前項の図書館に、次の分館を置く。

(1) 医学部分館

(2) 創造工学部分館

(3) 農学部分館

3 施設に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第8条の2 本学に、重点戦略組織として機構及びその下部組織を置く。

四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構

危機管理先端教育研究センター

地域強靱化研究センター

企画調整室

国際希少糖研究教育機構

2 機構及びその下部組織に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、大学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育

若しくは研究のために共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

大学教育基盤センター

アドミッションセンター

学生支援センター

キャリア支援センター

地域連携・生涯学習センター

四国グローバルリーガルセンター

大学院教学センター

総合生命科学研究センター

微細構造デバイス統合研究センター

瀬戸内圏研究センター

情報メディアセンター

産学連携・知的財産センター

- 2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(オフィス)

第9条の2 本学に、インターナショナルオフィスを置く。

- 2 インターナショナルオフィスに関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除

(保健管理センター)

第11条 本学に、学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を行うための施設として、保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

第11条の2 削除

(学部附属の病院)

第12条 本学の医学部に、附属の教育研究診療施設として、附属病院を置く。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第13条 本学の学部に、次の附属の教育研究施設を置く。

教育学部 附属教職支援開発センター

農学部

附属農場

- 2 学部附属の教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第14条 本学の教育学部に、次の学校を置く。

附属幼稚園

附属高松小学校

附属坂出小学校

附属高松中学校

附属坂出中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座)

第15条 学部、学部に置く学科その他教育研究を行う組織に、寄附講座を設けることができる。

(寄附研究部門)

第16条 研究を行う組織に、寄附研究部門を設けることができる。

第4章 職員等

(職員)

第17条 本学に次の職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

教務職員

教頭

主幹教諭

指導教諭

教諭

養護教諭

事務職員

技術職員

医療職員

その他必要な職員

(名誉教授)

第18条 本学の学長、副学長、学部長、研究科長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は研究上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

(客員教授等)

第19条 本学に常時勤務する教員以外の者で本学の教授若しくは研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員准教授を称せしめることができる。

第5章 教授会等

(教授会)

第20条 本学の学部、に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第21条 本学に、委員会その他必要な会議を置くことができる。

2 委員会その他必要な会議に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第23条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日（法学部の夜間主コースを除く。）

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 大学記念日 10月1日

(5) 春季休業 3月11日から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月6日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第7章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第25条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

- 2 第77条に規定する科目等履修生又は第88条第1項に規定する課程を履修する者（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して各学部が定める期間を前項に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前項に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

（在学期間）

第26条 学部の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 医学部医学科においては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次の各2学年における在学期間は、それぞれ4年を超えることができない。この場合において、第2年次編入学生の第2年次、第3年次及び第4年次については、6年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して修業年限の2倍を越えない範囲で期間の延長を認めることができる。
- 3 医学部看護学科においては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次の各2学年における在学期間は、それぞれ4年を超えることができない。

第8章 入学及び転学部等

（入学の時期）

第27条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第28条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定め

る基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項に規定した者

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第29条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて指定の期日までに、学長に願ひ出なければならない。

(入学者の選考)

第30条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(編入学)

第31条 次の各号の1に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。ただし、医学部にあつては、欠員がある場合に限る。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(5) 学校教育法第58条の2に定める高等学校の専攻科の課程を修了した者

(6) 学校教育法第70条第1項に定める中等教育学校の後期課程の専攻科の課程を修了した者

(7) 学校教育法第82条に定める特別支援学校の専攻科の課程を修了した者

- (8) 学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- (9) 大学又は専門職大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (10) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (12) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（2年次編入学）

第32条 第5条第2項に規定する編入学定員により医学部医学科の第2年次に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（学士（医学）の学位を授与された者を除く。）
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 大学院（修士課程、博士課程又は専門職学位課程）を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (7) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）

（3年次編入学）

第33条 第31条各号の1に該当する者で、第5条第2項に規定する編入学定員（医学部看護学科を除く。）により本学に編入を志願する者があるときは、別に定めるところによ

り、選考の上、第3年次に入学を許可する。

2 第5条第2項に規定する編入学定員により医学部看護学科の第3年次に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 短期大学の看護系学科を卒業した者

(2) 学校教育法第132条に定める者で専修学校専門課程の看護系学科（修業年限3年以上のものに限る。）を修了したもの

（転入学）

第34条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、当該学部が別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、相当年次に入学を許可することがある。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

(1) 他の大学に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（再入学）

第35条 本学を、願いにより退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該学部が別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、相当年次に入学を許可することがある。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

（転学部）

第36条 本学の学生で他の学部から転学部を志願する者があるときは、志願する学部が別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、相当年次への転学部を許可することがある。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

（転学科又は転課程）

第37条 本学の学生で同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志望する者があるときは、当該学部が別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、転学科又は転課程を許可することがある。

（入学の手續及び許可）

第38条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付し、入学手續を完了しなければならない。

2 所定の書類を提出し、入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、前項の入

学手続を完了したものとみなす。

- 3 学長は、前2項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第9章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第39条 教育課程の編成は、本学の学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第39条の2 前条に定めるもののほか、学部等の専攻分野の枠を超えた特定分野又は特定課題に関する授業科目を体系的に開設した教育課程を編成し、その学修成果を認定できるものとする。

- 2 本学の学生又は科目等履修生として、前項の教育課程を履修し単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証明する書面をいう。）を交付することができる。

(教育課程の編成方法)

第40条 学部及び学科又は課程ごとの教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第41条 本学で開設する授業科目は、全学部の学生を対象に開設する授業科目（以下「全学共通科目」という。）及び学部の学生を対象に当該学部が開設する授業科目（以下「学部開設科目」という。）とし、これらを通じて教養教育と専門教育の有機的連携を図るものとする。

- 2 各授業科目及び単位数は、別に定める。

(全学共通科目の授業実施体制)

第42条 本学の教授、准教授、講師及び助教は、前条第1項の全学共通科目を担当する。

- 2 全学共通科目の企画、運営、授業実施等は、別に定める組織において行う。

(単位の計算方法)

第43条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行うものについては、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(1年間の授業期間)

第44条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第45条 各授業科目の授業は、1学期15週にわたる期間を単位として行う。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第46条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修方法)

第47条 第40条の区分により、開設される授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の手定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第48条 各学部は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、

第25条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第49条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第50条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的成績評価基準を定め、公表するものとする。

(他学部の授業科目の履修)

第51条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第10章 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第52条 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、全学及び部局ごとに組織的な研究及び研修を実施するものとする。

第11章 単位の授与、卒業及び学位の授与

(単位の授与)

第53条 本学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、第50条の成績評価基準に基づき評価を行い、所定の単位を与える。ただし、第43条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 成績の評価は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格、了及び不合格の評語を用いることができる。

(定期試験等)

第54条 定期試験は、当該授業科目の授業を完了後、別に定める時期に行う。

- 2 やむを得ない理由により定期試験に欠席した者に対しては、別に定めるところにより、追試験を許可する。

(再試験)

第55条 成績評価が不合格となった者に対しては、別に定めるところにより、再試験を許可することがある。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第56条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する大学を含む。）又は短期大学（専門職短期大学に相当する短期大学を含む。）（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前2項の履修等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第57条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 前2項の学修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第58条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学及び他大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に

規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第56条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 前各項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第59条 学長は、第25条に規定する修業年限以上在学し、第47条の教育課程により、各学部で定める卒業要件単位を修得した者には、本学を卒業したことを認め学士の学位を授与する。

- 2 前項の単位のうち、第46条第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合において、第46条第1項に規定する授業の方法により、64単位以上を修得しているときは、第46条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えて認定することができるものとする。

- 3 本学の学生（医学部に在籍する者を除く。）で本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、第1項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第25条の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学長が卒業を認定する。

- 4 前項の卒業の認定の基準については、学部において別に定め、公表するものとする。

- 5 学士の学位授与に関する事項は、本学学位規則の定めるところによる。

第12章 教育職員免許

(教職課程)

第60条 各学部の学科及び課程に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を置くことができる。

- 2 本学の教職課程に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(休学)

第61条 病気その他の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得

て、休学することができる。ただし、他の大学の大学院、専門職大学院、大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学（以下「他大学院等」という。）へ入学することにより二重在籍となる休学はできない。

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。
- 3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が2月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

（復学）

第62条 休学期間内においてその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

（願いによる退学）

第63条 病気その他の理由により退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学）

第64条 他大学等に入学又は転学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（留学）

第65条 第56条第2項の規定に基づく留学は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による留学の期間は、1年を限度として在学年数に算入する。ただし、特別な理由がある場合は、2年まで認めることができる。

（除籍）

第66条 次の各号の1に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第26条に規定する在学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認めた者
- (3) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しない者

(5) 本学が認めた共同学位プログラムによるものを除き、他大学院等に在籍し、当該他大学院等を退学しない者（本学の科目等履修生及び他大学院等の科目等履修生を除く。）

(6) 死亡又は行方不明の者

第14章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）

第67条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第4に定める額とする。

2 長期履修学生の授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学部の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（授業料の徴収方法）

第68条 授業料の納付は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月30日まで 納付期限 5月31日まで

後期 10月1日から3月31日まで 納付期限 11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生等の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第78条に規定する特別聴講学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、本学と他大学等（外国の大学等を含む。）又は高等専門学校との交流協定等（以下「大学間交流協定等」という。）において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第79条の2に規定する短期交流学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、大学間交流協定等において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者については、授業料を徴収しない。

（休学の場合における授業料）

第69条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、月割計算により、休学の開始が月の初めのときはその月から、月の途中のときはその月の翌月から、復学する月の前月

までの授業料を免除する。ただし、休学を許可され、又は命ぜられたときに授業料の納付期限後のときは当該期分の授業料を免除しない。

2 月割計算による授業料の月額、年額の12分の1に相当する金額とする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第70条 特別聴講学生、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び短期交流学生については、検定料及び入学料は徴収しない。

(入学料、授業料の免除及び徴収猶予)

第71条 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料及び授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(検定料の免除)

第71条の2 大規模な風水害等により被災する等やむを得ない事情があり検定料を納付することが困難であると認めるときは、別に定めるところにより、検定料を免除することがある。

(転学、退学、除籍及び停学の場合における授業料)

第72条 学期の中途において、転学、退学、除籍又は停学の場合にあっても、その期の授業料は納付しなければならない。ただし、死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の授業料については、この限りでない。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第73条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 医学部を志願し検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となった場合において、納付した者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、別表第4の2に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第68条第2項の規定により納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、第1項の規定にかかわらず、既納の後期分授業料相当額を返還するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、第1項に規定する既納の検定料、入学料及び授業料が返還できる場合については、別に定める。

第74条 この学則に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第15章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、短期交流学生及び外国人留学生

(委託生)

第75条 国、地方公共団体その他の機関より、学部所定の授業科目を学修させるため、学生委託の申出があったときは、委託生として、学長が入学を許可することがある。

第76条 委託生には、この学則に別段の定めがない限り、第30条を除くほか、学部学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第77条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部学生の履修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第53条（ただし書を除く。）の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第78条 他大学等（外国の大学等を含む。）又は高等専門学校の学生で本学の授業科目を履修しようとする者があるとは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として学長が履修を許可することがある。

2 特別聴講学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第79条 本学において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期交流学生)

第79条の2 他大学等（外国の大学等を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学において短期の学生交流又は連携教育に参加しようとする者があるときは、短期交流学生として学長が受入れを許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第80条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第81条 外国人留学生に対しては、第41条に規定する全学共通科目及び学部開設科目として、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

第82条 外国人留学生に対しては、前2条に定めるもののほか、この学則中、学部学生、科目等履修生又は研究生に関する規定を準用する。

第16章 賞罰

(表彰)

第83条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第84条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、その軽重に従って学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由なく出席が常でない者で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 寄宿舍

(寄宿舍)

第85条 本学に寄宿舍を置く。

2 次条に定めるもののほか、寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料及び徴収方法)

第86条 寄宿料の額は、別に定める。

2 寄宿料は、寄宿舍に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。ただし、同一学年の2月以上の分を前納することができる。

3 春季休業及び夏季休業の期間中の寄宿料は、それぞれの休業期間の開始前に納付するものとする。

4 既納の寄宿料は、いかなる事由があっても返還しない。

5 寄宿料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、退舎させる。

6 特別の事情がある場合に限り、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがあ

る。

第18章 公開講座

(公開講座)

第87条 社会人等の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する科目については、その都度これを定める。

3 公開講座の講習料については、別に定める。

第19章 特別の課程

(特別の課程)

第88条 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の課程を修了した者に対し、第53条第1項（ただし書を除く。）の規定を準用し単位を与えることができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた香川大学（以下「旧香川大学」という。）及び香川医科大学（以下「旧香川医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧香川大学又は旧香川医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学等する者については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の附則第17条の規定により、旧香川大学又は旧香川医科大学を卒業するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧香川大学又は旧香川医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

3 別表第2に掲げる平成16年度における第3年次編入学定員は、同表の規定にかかわらず、医学部医学科においては5人とし、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

4 別表第2に掲げる法学部及び経済学部等の項並びに合計の項の収容定員、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科及び課程		収容定員		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科	昼間コース	710	680	650
		夜間主コース	70	60	50
	計		780	740	700
経済学部	経済学科	昼間コース	459	444	429
		夜間主コース	51	42	33
	経営システム学科	昼間コース	541	506	471
		夜間主コース	68	56	44
	地域社会システム 学科	昼間コース	340	330	320
		夜間主コース	51	42	33
	昼間コース小計		1,340	1,280	1,220
	夜間主コース小計		170	140	110
	計		1,510	1,420	1,330
	合計		5,595	5,465	5,335

附 則（平成17年3月29日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日）

この学則は、平成17年7月28日から施行する。

附 則（平成17年11月18日）

この学則は、平成17年11月18日から施行し、平成17年10月1日から適用する。ただし、改正後の第28条第5号の規定は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年1月26日）

この学則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前に入学し

た学生については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月27日）

この学則は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月1日）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月1日）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	575
	看護学科	60	260
	計	160	835
合計		1,230	5,215

附 則（平成21年6月25日）

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月24日）

この学則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

改正 平成24年4月1日

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員	
			平成22年度	平成23年度
医学部	医学科	107	592	609
	看護学科	60	260	260
	計	167	852	869
合計		1,237	5,232	5,249

附 則（平成22年7月1日）

この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

改正 平成30年4月1日

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 工学部の信頼性情報システム工学科は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者及び平成24年4月1日以降に当該在学者の属する年次に入学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前の規定を適用する。
- 3 別表第2に掲げる工学部の項の第3年次編入学定員の欄は、平成24年度及び平成25年度は、次のとおりとし、

安全システム建設工学科	20
信頼性情報システム工学科	
知能機械システム工学科	
材料創造工学科	

電子・情報工学科の収容定員の欄は、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電子・情報工学科	80	160	240

信頼性情報システム工学科	240	160	80
--------------	-----	-----	----

- 4 別表第2に掲げる医学部の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成28年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学部	医学科	627	645	663	671	672
	看護学科	260	260	260	260	260
	計	887	905	923	931	932
合計		5,267	5,285	5,303	5,311	5,312

- 5 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員	
			平成30年度	平成31年度
医学部	医学科	103	668	663
	看護学科	60	260	260
	計	163	928	923
合計		1,233	5,308	5,303

附 則（平成25年4月1日）

改正 平成30年4月1日

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 別表第2に掲げる医学部の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成29年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医学部	医学科	646	665	674	676	678
	看護学科	260	260	260	260	260
	計	906	925	934	936	938
合計		5,286	5,305	5,314	5,316	5,318

- 3 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員	
			平成30年度	平成31年度
医学部	医学科	104	674	669
	看護学科	60	260	260
	計	164	934	929
合計		1,234	5,309	5,304

附 則（平成25年 7 月23日）

この学則は、平成25年 7 月23日から施行する。

附 則（平成25年11月21日）

この学則は、平成25年11月21日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第26条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科において平成26年 3 月31日に在学する者及び平成26年度に第 2 年次第 2 学期に編入学する者については、改正前の規定を適用する。
- 3 改正後の第32条の規定にかかわらず、医学部医学科に平成26年度に第 2 年次第 2 学期に編入学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則（平成26年12月 1 日）

- 1 この学則は、平成26年12月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第33条第 3 項の規定にかかわらず、平成27年度に工学部の第 3 年次に編入学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則（平成27年 3 月 1 日）

この学則は、平成27年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 2 に掲げる教育学部の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科及び課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育学部	学校教育教員養成課程	550	580	610
	人間発達環境課程	250	220	190

	計	800	800	800
--	---	-----	-----	-----

附 則（平成27年5月1日）

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第61条第1項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正前の第5条第1項に規定する教育学部人間発達環境課程、経済学部各学科及び工学部は、改正後の同条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学部、課程及び学科に在学する者並びに平成30年4月1日以降に当該在学者の属する年次に入学する者が、当該学部、課程及び学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前の規定を適用する。

3 この学則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの教育学部、経済学部、創造工学部及び工学部の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科及び課程		収容定員		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
教育学部	学校教育教員養成課程		640	640	640
	人間発達環境課程		120	80	40
	計		760	720	680
経済学部	経済学科	昼間コース	240	480	740
		夜間主コース	10	20	30
	計		250	500	770
	(従前の学科)				
	経済学科	昼間コース	314	214	107
		夜間主コース	18	12	6

	経営システム	昼間コース	331	226	113			
	学科	夜間主コース	24	16	8			
	地域社会シス	昼間コース	235	160	80			
	テム学科	夜間主コース	18	12	6			
	昼間コース計		880	600	300			
	夜間主コース計		60	40	20			
	計		940	640	320			
	創造工学部	創造工学科		330	660	1,010		
計		330	660	1,010				
工学部	安全システム建設工学科		180	40	120	40	60	20
	電子・情報工学科		240	(編入)	160	(	80	(編
	知能機械システム工学科		180		120	編	60	入)
	材料創造工学科		180		120	入	60	
	計		780		40	520	40	260
				(編入)		(編入)		(編入)

4 この学則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までの医学部の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は 課程	平成30年 度		平成31年 度		平成32年 度		平成33年 度		平成34年 度		平成35年 度		平成36年 度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
医学部	医学科	109	679	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260
	臨床心理 学科	20	20	20	40	20	60	20	80	20	80	20	80	20	80

	計	189	959	189	979	175	985	175	991	175	977	175	963	175	949
合計		1,239	5,319	1,239	5,319	1,225	5,305	1,225	5,291	1,225	5,277	1,225	5,263	1,225	5,249

附 則（平成30年8月1日）

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 別表第2の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までの医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は 課程	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
医学部	医学科	109	679	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260
	臨床心理 学科	20	60	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
	計	189	999	189	1,019	175	1,005	175	991	175	977	175	963	175	949
合計		1,239	5,319	1,239	5,319	1,225	5,305	1,225	5,291	1,225	5,277	1,225	5,263	1,225	5,249

附 則（令和2年7月1日）

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月26日）

この学則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

附 則（令和3年4月1日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2（第5条関係）

学部	学科及び課程	入学定員	第2年次	第3年次	収容定員
----	--------	------	------	------	------

			編入学定員	編入学定員	
教育学部	学校教育教員養成課程	人 160	人	人	人 640
	計	160			640
法学部	法学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	10		40
	計	160		10	660
経済学部	経済学科	昼間コース	240	20	1,000
		夜間主コース	10		40
	計	250		20	1,040
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	臨床心理学科	20			80
	計	175	5	10	935
創造工学部	創造工学科	330		20	1,360
	計	330		20	1,360
農学部	応用生物科学科	150			600
	計	150			600
合計		1,225	5	60	5,235

別表第3 削除

別表第4（第67条関係）

1 検定料及び入学料

区分	検定料	入学料
学部（法学部及び経済学部の夜間主コースを除く。）	17,000円	282,000円
法学部及び経済学部の夜間主コース	10,000円	141,000円
科目等履修生	9,800円	28,200円
研究生	9,800円	84,600円

2 出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行

いその合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第２段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、１の表にかかわらず、第１段階目の選抜に係る額は４,０００円（夜間において授業を行う学部にあつては２,２００円）とし、第２段階目の選抜に係る額は１３,０００円（夜間において授業を行う学部にあつては７,８００円）とする。

- ３ 大学の学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は１の表にかかわらず、３０,０００円（法学部及び経済学部の夜間主コースにあつては１８,０００円）とする。

４ 授業料

区分	授業料
学部（法学部及び経済学部の夜間主コースを除く。）	年額 ５３５,８００円
法学部及び経済学部の夜間主コース	年額 ２６７,９００円
科目等履修生	１単位に相当する授業につき １４,８００円
特別聴講学生	１単位に相当する授業につき １４,８００円
研究生	月額 ２９,７００円
短期交流学生	受入期間５日まで ４,９５０円 (受入期間５日を超えるものは、５日までごとに ４,９５０円加算)

- ５ 第８８条の規定による特別の課程を履修する者が当該特別の課程に含まれる授業科目を科目等履修生として履修する場合、当該授業科目の授業料は４の表にかかわらず、徴収しないこととする。

○香川大学学位規則

平成16年4月1日

改正 平成18年1月26日 平成21年2月26日

平成23年4月1日 平成25年5月23日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

平成29年4月1日 平成30年4月1日

令和元年7月1日 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、香川大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位論文を提出し、本学大学院の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士及び博士の学位の申請)

第7条 第4条の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び研究科において必要と認める書類を添え、研究科において定める時期に、研究科長に提出するものとする。ただし、当該修士課程の目的に応じ適当と認め

られるときは、特定の課題についての研究の成果をもって学位論文に代えることができる。

- 2 第5条第1項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に次の各号に掲げる書類等を添え、研究科において定める時期に、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文
- (2) 学位論文の内容の要旨
- (3) 論文目録
- (4) 履歴書

- 3 第5条第2項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、学位論文審査手数料57,000円（以下「審査手数料」という。）を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の医学系研究科博士課程又は工学研究科博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて、退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、審査手数料の納付を免除することができる。

- 4 学長は、前項により博士の学位論文の提出があったときは、当該研究科長に審査を付託する。

- 5 提出された学位論文等及び納付した審査手数料は、返還しない。

（学位論文）

第8条 学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 研究科長は、学位論文審査のために必要と認めたときは、論文提出者に論文の訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

（審査の付託）

第9条 研究科長は、第7条第1項から第3項までの規定により、受理した修士の学位論文等又は博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を研究科教授会に付託するものとする。

- 2 前項の規定により審査を付託された研究科教授会は、構成員の中から審査委員3人以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めた場合は、前項の審査委員のほ

かに他の研究科又は他の大学の大学院若しくは研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を加えることができる。

（審査等の期限）

第10条 修士の学位論文等の審査及び最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

2 医学系研究科における博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、論文を受理した日から6か月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、研究科教授会の議を経て、6か月に限り延長することができる。

3 工学研究科における博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、研究科教授会の議を経て、1年に限り延長することができる。

（最終試験）

第11条 最終試験は、本学大学院学則第43条及び第44条の規定により、学位論文を中心としてこれに関連する分野について筆記又は口述により行う。

（学力の確認）

第12条 第5条第2項の規定による学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、専攻分野及び外国語（英語）について筆記試験又は口述試験により行う。

（学力の確認の特例）

第13条 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学後3年以内に第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請した場合は、前条に規定する学力の確認のために行う試験を免除することができる。

（結果の報告）

第14条 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果を文書で研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の報告をする場合は、学位論文等の審査の結果の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を提出しなければならない。

（修士及び博士の学位授与の審議）

第15条 研究科教授会は、前条第1項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべき

か否かを審議する。

- 2 前項の審議を行うに当たっては、研究科教授会の構成員（海外出張者、1月以上にわたる病気休暇者及び休職者を除く。第24条第2項において同じ。）の3分の2以上の出席を必要とする。

（学位授与の審議結果の報告）

第16条 研究科教授会において修士又は博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科長は、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

- (1) 授与する学位
- (2) 授与する年月日
- (3) 学位論文審査及び最終試験又は学力の確認結果の要旨
- (4) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

- 2 学位を授与できないものとしたときは、その旨を学長に報告する。

（学士の学位の授与）

第17条 学長は、本学学則第59条の規定に基づき卒業を認定した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

（修士又は博士の学位の授与）

第18条 学長は、第16条第1項の規定の報告を受け、学位を授与すべきと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、第16条第2項の報告を受け、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

- 2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

（専門職学位の授与）

第19条 学長は、大学院学則第45条の規定に基づき専門職学位課程を修了した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

（専攻分野の名称）

第20条 第17条、第18条第1項又は前条の規定により学位を授与する際には、別表に定めるところにより、専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位論文の要旨等の公表）

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公

表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、「香川大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき、「香川大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科教授会の議を経て学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会が前項の審議を行うに当たっては、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

(学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、別紙第1から別紙第10までのとおりとする。

2 別紙第9又は別紙第10の英文学位記を交付した者には他の学位記は交付しない。

(雑則)

第26条 この規則の実施に必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定によ

り平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた香川大学（以下「旧香川大学」という。）及び香川医科大学（以下「旧香川医科大学」という。）の学部若しくは大学院研究科に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に転入学等する者に係る学位の授与については、旧香川大学又は旧香川医科大学の学位規程及びその他の規程等の定めるところによる。ただし、学位記の様式については、旧香川大学又は旧香川医科大学の学位規程にかかわらず次のとおりとする。

(旧香川大学学士の学位記)

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
香川大学○○学部○○学科所定の課程を修め卒業したので学士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

(旧香川大学修士の学位記)

○○第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

香川大学大学院○○研究科○○専攻の修士
課程において所定の単位を修得し学位論文
の審査及び最終試験に合格したので修士
(○○)の学位を授与する

年 月 日

香川大学 印

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

(旧香川医科大学学士の学位記)

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
香川医科大学医学部○○学科所定の課程を 修め卒業したので学士(○○)の学位を授与 する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

(旧香川医科大学修士の学位記)

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
香川医科大学大学院医学系研究科看護学専攻の修士課程の所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(看護学)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

(旧香川医科大学博士の学位記)

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
香川医科大学大学院医学系研究科○○専攻 の博士課程の所定の単位を修得し学位論文 の審査及び最終試験に合格したので博士 (医学)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

- 3 第5条第2項の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与で工学研究科に係るものについては、同条第1項の規定による博士課程修了者に学位を授与した後において行うものとする。

附 則（平成18年1月26日）

この規則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則（平成21年2月26日）

この規則は、平成21年2月26日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月23日）

- 1 この規則は、平成25年5月23日から施行する。
- 2 改正後の第21条の規定は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に教育学部人間発達環境課程及び工学部に在学する者及び平成30年4月1日以降に当該在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に教育学研究科学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻

に在学する者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第20条関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位の種類	学部・研究科の別	専攻分野の名称
学士	教育学部	教育学
	法学部	法学
	経済学部	経済学
	医学部	医学、看護学又は臨床心理学
	創造工学部	工学
	農学部	農学
修士	法学研究科	法学
	経済学研究科	経済学
	医学系研究科	看護学又は臨床心理学
	工学研究科	工学
	農学研究科	農学
博士	医学系研究科	医学
	工学研究科	工学
修士（専門職）	地域マネジメント研究科	経営
教職修士（専門職）	教育学研究科（高度教職実践専攻）	

別紙第1(第25条関係)
第3条の規定により授与する学士の学位記

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学○○学部○○学科所定の課程を修め本 学を卒業したので学士(○○)の学位を授与 する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第2(第25条関係)
第4条に規定する修士の学位記

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○学研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第3(第25条関係)
第4条に規定する修士の学位記

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院工学研究科○○専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(工学)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第4(第25条関係)
第5条第1項に規定する博士の学位記

博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院医学系研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第5(第25条関係)
第5条第1項に規定する博士の学位記

博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院工学研究科〇〇専攻の博士後期 課程において所定の単位を修得し学位論文 の審査及び最終試験に合格したので博士 (工学)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第6(第25条関係)
第5条第2項に規定する博士(論文提出)の学位記

博乙第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第7(第25条関係)
第6条に規定する専門職の学位記

○○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院地域マネジメント研究科地域マネジメント専攻の専門職学位課程において 所定の単位を修得し課程を修了したので経営修士(専門職)の学位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第8（第25条関係）
第6条に規定する専門職の学位記

○○第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 の専門職学位課程において所定の単位を修得 し課程を修了したので教職修士（専門職）の学 位を授与する	
年 月 日	
香川大学 印	

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第9(第25条関係)
第5条第1項に規定する博士の英文学位記

	Degree Number
KAGAWA UNIVERSITY	
(名前)	
HAS BEEN ADMITTED TO THE DEGREE OF DOCTOR OF(博士専攻分野名称)	
UPON SUCCESSFUL FULFILLMENT OF ALL THE REQUIREMENTS NECESSARY FOR THE DOCTOR'S DEGREE AND UPON SATISFACTORY APPROVAL OF THE DOCTOR'S THESIS AND PASSING OF THE FINAL EXAMINATION IN	
(専攻名) (研究科名) OF KAGAWA UNIVERSITY	
(生年月日)	
(国籍)	
(授与日)	(サイン)
	(学 長 名)
	President
(Official Seal)	KAGAWA UNIVERSITY
	JAPAN

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙第10 (第25条関係)
第5条第2項に規定する博士の英文学位記

	Degree Number
KAGAWA UNIVERSITY	
(名前)	
HAS BEEN ADMITTED TO THE DEGREE OF DOCTOR OF (博士専攻分野名称)	
UPON SATISFACTORY APPROVAL OF THE DOCTOR'S THESIS AND PASSING OF THE FINAL EXAMINATION IN	
KAGAWA UNIVERSITY	
(生年月日)	
(国籍)	
(授与日)	(サイン)
	(学 長 名)
	President
(Official Seal)	KAGAWA UNIVERSITY
	JAPAN

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

○香川大学における教職課程に関する規程(案)

平成31年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 香川大学学則第60条第2項及び香川大学大学院学則第50条第2項の規定に基づき、香川大学（以下「本学」という。）における教職課程に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(教育職員免許状の種類等)

第2条 本学の学部及び研究科（以下「学部等」という。）において取得できる教育職員免許状の種類及び教科等は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(授業科目等)

第3条 教職課程に関する授業科目、単位数及びその履修方法は、学部等において別に定める。

2 前項に定める授業科目のうち、別表第3に掲げる授業科目は、複数の学部等で共通に実施する。

(実施体制)

第4条 本学における教職課程については、香川大学教職教育委員会（以下「委員会」という。）が教育学部と協力して全学的な立場から統括する。

2 前条第1項に定める授業科目については、学部等において実施する。

3 前条第2項に定める科目については、教育学部及び教育学部附属教職支援開発センターが実施する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教職課程に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1

学部

学部名	学科及び課程		教育職員免許状の種類	教科等
教育学部	学校教育教員養成課程		幼稚園教諭一種免許状	
			小学校教諭一種免許状	
			中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
			高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、英語、情報、工業
			特別支援学校教諭一種免許状	(特別支援教育領域：知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
法学部	法学科	昼間コース 夜間主コース	高等学校教諭一種免許状	公民
経済学部	経済学科	昼間コース	高等学校教諭一種免許状	商業
医学部	看護学科		養護教諭一種免許状	
創造工学部	創造工学科		高等学校教諭一種免許状	理科、情報、工業
農学部	応用生物科学科	理科コース	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業

別表第 2

研究科

研究科名	専攻名	教育職員免許状の種類	教科等
教育学研究科	高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	(特別支援教育領域：知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
		養護教諭専修免許状	
医学系研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状	
農学研究科	応用生物・希少糖科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻	高等学校教諭専修免許状	商業

別表第3

授業科目	単位数
教育原論（共）	2
教職概論（共）	2
教育社会学（共）	2
学校教育心理学（共）	2
特別支援教育基礎論（共）	2
学校教育課程論（共）	2
道德教育論（共）	2
総合的な学習の指導法（共）	1
特別活動論（共）	1
教育の方法と技術（共）	2
生徒指導論（共）	1
進路指導論（共）	1
学校教育相談学（共）	2
教育実践演習（中・高）	1
教育実習（中）	4
教育実習（高）	2
教職実践演習（中・高）	2

○香川大学教育学部規程(案)

平成16年4月1日

改正 平成17年4月1日 平成18年4月1日

平成19年4月1日 平成20年4月1日

平成21年4月1日 平成22年4月1日

平成23年4月1日 平成24年4月1日

平成25年4月1日 平成26年4月1日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

平成29年4月1日 平成30年4月1日

平成31年4月1日 令和2年4月1日

令和3年4月1日 令和4年4月1日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 香川大学教育学部(以下「本学部」という。)における教育課程等に関する事項は、香川大学学則等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 本学部は、人間の発達・形成に関する教育研究を基礎に、教育に関する総合的な教育研究を行い、教育実践力を有する学校教員及び広く教育界で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(課程・コース及び分野・領域)

第2条 本学部に次の課程・コース及び分野・領域を置く。

課程	コース	分野・領域	
学校教育	幼児教育コース		
教員養成 課程	小学校教育コース	教育課題探求分野	教育領域、心理領域、生活・総合領域
		特別支援教育分野	特別支援教育領域
		教科教育分野	国語領域、社会領域、数学領域、理科領域、音楽領域、美術領域、保健体育領域、技術領域、家庭領域、英語領域
	中学校教育コース	国語領域、社会領域、数学領域、理科領域、音楽領域、美術領域、保健体育領域、技術領域、家庭領域、英語領域	

(授業科目)

第3条 香川大学における全学共通科目の授業科目及び単位数は、香川大学全学共通科目履修規則の定めるところによる。

2 本学部の学部開設科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第3条の2 本学部の学部開設科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業研究については、学修の成果及びこれに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(履修科目の登録の上限)

第4条 香川大学学則第49条の規定に基づく履修科目の登録の上限は、48単位とする。ただし、一学期間に登録できる履修科目は、原則として24単位とする。

2 前項に関し必要な事項については、別に定める。

(履修方法)

第5条 本学部のコース、分野、領域ごとの教育課程は、別に定める。

2 前条の授業科目の履修に関し必要な事項は、学年の始めに公示する。

3 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに届出なければならない。

(単位の授与)

第6条 第3条の授業科目を履修した者に対しては、第7条の成績評価基準に基づき評価を行い、所定の単位を与える。

2 成績評価は、秀、優、良、可、不可とし、可以上を合格とする。ただし必要と認める場合は、合格、了及び不合格の評語を用いることができる。

3 定期試験は、当該授業科目の授業を完了後、別に定める時期に行う。

4 やむを得ない事由により定期試験に欠席した者又は定期試験に不合格となった者に対しては、別に定めるところにより追試験又は再試験を許可することがある。

(出席時間数の取り扱い)

第7条 学部開設科目の授業においては時間数の3分の2以上、教育実習については原則として5分の4以上出席しなければ、その授業の単位を認定しない。ただし、学部長が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(成績評価基準)

第8条 香川大学学則第50条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業要件)

第9条 本学部の卒業の要件は、本学部に4年以上在学し、第5条第2項の教育課程により履修し、所定の授業科目について次の単位を修得することとする。ただし、学問への扉、広範教養教育科目、高度教養教育科目については、()内の単位数を上限として、卒業最低修得単位数26単位以内の単位として認定する。

区分				卒業最低修得単位数					
				幼児教育コース		小学校教育コース (特別支援教育分野を除く。) 中学校教育コース		小学校教育コース (特別支援教育分野)	
全 学 共 通 科 目	学び と生 き方 科目	生き方	ライフデザイン	1	26	1	26	1	26
		科目	健康・スポーツ	2		2		2	
		学び 科目	大学入門ゼミ	2		2		2	
			情報リテラシー	2		2		2	
			学問への扉	(4)		(4)		(4)	
		主題科目				7		7	
	学問基礎科目			6	6	6			
	広範教養教育科目・			(4)	(4)	(4)			
	高度教養教育科目								
		外国語 科目	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語		1種類 6	1種類 6	1種類 6		
学部開設科目				109	103	104			
計				141	135	136			

(保育士資格)

第10条 幼児教育コースにおいては、別に定める保育士資格履修表により、保育士の資格

を取得することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間存続するとされた香川大学教育学部（以下「旧教育学部」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧教育学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学等する者が在学しなくなるまでの間、国立大学法人（平成15年法律第112号）の附則第17条の規定により、旧教育学部を卒業するために必要とされる教育課程等については、旧教育学部規程（平成15年10月1日制定）の定めるところによる。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者に係る課程・コース及びサブコース・領域、専門基礎科目及び専門科目に関する授業科目及びその単位数並びに履修方法、卒業の要件については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者に係る課程・コース及びサブコース・領域、専門基礎科目及び専門科目に関する授業科目及びその単位数並びに履修方法、卒業の要件については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者に係る課程・コース及びサブコース・領域、専門基礎科目及び専門科目に関する授業科目及びその単位数並びに履修方法、卒業の要件については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者に係る専門基礎科目及び専門科目に関する授業科目及び単位数については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前の入学者に係る専門科目に関する授業科目及び単位数については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者に係る専門基礎科目及び専門科目に関する授業科目及び単位数並びに履修方法、卒業の要件については、改正後の第8条並びに別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者に係る授業科目及びその単位数並びに履修方法、卒業の要件については、改正後の第8条並びに別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者に係る授業科目及び履修方法並びに卒業の要件については、改正後の第8条並びに別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者に係る授業科目及び履修方法並びに卒業の要件については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者に係る授業科目及び履修方法並びに卒業の要件については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

附 則（平成29年4月1日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、第6条第2項を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第6条第2項については、平成29年度在学生より適用する。

附 則（平成30年4月1日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし第7条には適用しない。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

授業科目及び単位数

授業科目
<u>教職概論 2</u> <u>教育原論 2</u> <u>特別支援教育基礎論 2</u> <u>学校教育心理学 2</u> <u>児童心理学</u> <u>2</u> <u>青年心理学 2</u> <u>教育社会学 2</u> <u>教育経営学 2</u> <u>教育の方法と技術 2</u> 保育・幼児教 育課程論 2 <u>学校教育課程論 2</u> <u>道徳教育論 2</u> <u>総合的な学習の時間の指導法 1</u> <u>特</u> <u>別活動論 1</u> 乳幼児心理学 2 <u>生徒指導・進路指導論 2</u> <u>学校教育相談学 2</u> 教育実 習（小） 5 教育実習（小） 3 教育実習（小） 2 教育実習（幼） 4 教育実習（幼） 2 教育実習（特） 3 教育実習（特） 2 <u>教育実習（中等） 4</u> <u>教育実習（中等） 2</u> <u>介護実践演習 1</u> <u>教育実践プレ演習 1</u> 教育実践演習（幼） 1 教育実践演習（小） 1 <u>教育実践演習（中等） 1</u> 特別支援教育実践演習 1 <u>保育・教職実践演習（幼・小・中・</u> <u>高） 2</u> <u>学校インターンシップ（学校支援活動）ⅠA 1</u> <u>学校インターンシップ（学校支</u> <u>援活動）ⅠB 1</u> <u>学校インターンシップ（公立学校実習）ⅡA 1</u> <u>学校インターンシップ</u> <u>（公立学校実習）ⅡB 2</u> 社会研修 2 保育内容の指導法（環境） 2 保育内容の指導 法（人間関係） 2 保育内容の指導法（言葉） 2 保育内容の指導法（健康） 2 保育 内容の指導法（幼児音楽） 2 保育内容の指導法（幼児造形） 2 保育内容の指導法（身 体表現） 2 幼児と健康 1 幼児と人間関係 1 幼児と環境 1 幼児と言葉 1 幼児 音楽 1 幼児図画工作 1 初等国語教育法 2 初等社会教育法 2 算数教育法 2 初等理科教育法 2 生活科教育法 2 初等音楽科教育法 2 図画工作教育法 2 初等 家庭科教育法 2 初等体育教育法 2 小学校英語教育法 2 初等国語 2 初等社会 2 算数科研究 2 初等理科 2 生活科研究 2 初等家庭 2 初等音楽 1 図画工作 1 初等体育 1 小学校英語 1 <u>学級経営論 2</u> 初等授業研究 2 初等プログラミング <u>教育法 2</u> <u>人権教育 2</u> <u>生涯学習概論 2</u> <u>教職研究Ⅰ 2</u> <u>教職研究Ⅱ 2</u> <u>総合的</u> <u>学習論 2</u> 生活科授業研究 2 <u>学校防災論 2</u> <u>授業実践論 2</u> ボランティア活動A 1 ボランティア活動B 1 保育内容総論 1 発達小児科学 2 幼児教育研究法Ⅰ 2 幼児教育研究法Ⅱ 2 児童文化 2 社会福祉原論 2 子ども家庭福祉論 2 幼児体育 2 保育原論 2 養護原理 2 小児保健演習 1 小児栄養演習 2 小児発達論 2 乳 児保育Ⅰ 2 乳児保育Ⅱ 2 保育実習ⅠA（保育所実習） 2 保育実習ⅠB（施設実習） 2 保育実習指導Ⅰ 2 保育実習Ⅱ 2 保育実習指導Ⅱ 1 障害幼児の保育 2 子ど も家庭支援論 2 子ども家庭支援の心理学 2 養護内容 1 保育者論 2 乳幼児理解 の理論・方法 2 子育て支援 1 教育学演習ⅠA 1 教育学演習ⅠB 1 教育学演習Ⅱ

A 1 教育学演習Ⅱ	B 1 教育学演習Ⅲ	A 1 教育学演習Ⅲ	B 1 教育学チュートリアル
ルⅠ 1 教育学チュートリアルⅡ	1 心理学実験Ⅰ	1 心理学実験Ⅱ	1 心理検査Ⅰ
1 心理検査Ⅱ	1 教育心理学演習Ⅰ	1 教育心理学演習Ⅱ	1 教育心理学実験Ⅰ
1 教育心理学実験Ⅱ	1 学習心理学	2 社会心理学	2 性格心理学
2 教育統計学	2 総合教育基礎演習	2 総合教育実践研究	2 総合教育演習
2 総合教育特別演習Ⅰ	1 総合教育特別演習Ⅱ	1 人間環境学Ⅰ	2 人間環境学Ⅱ
2 多文化共生論	2 言語学概論	2 日本語教育学概論Ⅰ	2 特別支援教育の理念と実際
2 障害児心理学	2 特別支援教育課程論	2 特別支援教育指導法	2 障害児医学・生理学
2 発達障害児の教育と心理・生理	2 病弱児の病態生理	2 肢体不自由児の心理・病理	2 病弱児の指導法
2 肢体不自由児の指導法	2 重度・重複障害児の療育指導	2 視覚の発達と障害	2 聴覚の発達と障害
2 障害児教育学演習Ⅰ	1 障害児教育学演習Ⅱ	1 障害児心理学演習Ⅰ	1 障害児心理学演習Ⅱ
1 障害児病理学演習Ⅰ	1 障害児病理学演習Ⅱ	1 障害児教授学演習Ⅰ	1 障害児教授学演習Ⅱ
1 国語科教育論	2 国語科教育法	2 国語科授業研究Ⅰ	2 国語科授業研究Ⅱ
2 書道科教育法	2 書道科授業研究	2 日本語学基礎論Ⅰ	2 日本語学基礎論Ⅱ
2 日本語学基礎演習	1 日本古典文学史	2 日本近代文学史	2 日本古典文学講読Ⅰ
1 日本古典文学講読Ⅱ	1 日本近代文学演習Ⅰ	1 日本近代文学演習Ⅱ	1 日本古典文学演習
1 中国文学史	2 中国古典学講読Ⅰ	1 中国古典学講読Ⅱ	1 中国古典学演習Ⅰ
1 中国古典学演習Ⅱ	1 書道Ⅰ	A 2 書道Ⅰ	B 2 書道Ⅱ
A 2 書道Ⅱ	A 2 書道Ⅲ	1 書道Ⅳ	1 書鑑賞論
2 書論	2 書道史	2 日本語史	2 日本語方言学
2 日本古典文学講義	2 日本近代文学講義	2 日本漢文学史	2 国語科内容構成
2 社会科教育論	2 社会科教育法	2 社会科授業研究Ⅰ	2 社会科授業研究Ⅱ
2 地理歴史教育法	2 地理歴史授業研究	2 公民教育法	2 公民授業研究
2 日本史学Ⅰ	2 日本史学Ⅱ	2 東洋史学	2 西洋史学Ⅰ
2 西洋史学Ⅱ	2 西洋史学Ⅲ	2 人文地理学	2 自然地理学
2 地誌学	2 法律学Ⅰ	2 法律学Ⅱ	2 政治学Ⅰ
2 政治学Ⅱ	2 社会学Ⅰ	2 社会学Ⅱ	2 経済学Ⅰ
2 経済学Ⅱ	2 哲学Ⅰ	2 哲学Ⅱ	2 倫理学Ⅰ
2 倫理学Ⅱ	2 社会科特別演習	2 古文書学概論	2 地理学実習Ⅰ
2 地理学実習Ⅱ	2 日本社会史論	2 国際社会論	2 生命と倫理
2 社会科内容構成	2 数学科教育論	2 数学科教育法	2 数学科授業研究Ⅰ
2 数学科授業研究Ⅱ	2 代数学Ⅰ	2 代数学Ⅱ	2 代数学Ⅲ
2 代数学Ⅳ	2 幾何学Ⅰ	2 幾何学Ⅱ	2 幾何学Ⅲ
2 幾何学Ⅳ	2 解析学Ⅰ	2 解析学Ⅱ	2 解析学Ⅲ
2 解析学Ⅳ	2 確率・統計	2 計算機基礎	2 数学入門

数学緒論A 2 数学緒論B 2 数学実践研究 2 数学実践演習 I 1 数学実践演習 II
 1 数学科内容構成 2 理科教育論 2 理科教育法 2 理科授業研究 I 2 理科授業
 研究 II 2 物理学概論 I 2 物理学概論 II 2 基礎物理学実験 1 化学概論 I 2
 化学概論 II 2 基礎化学実験 1 生物学概論 I 2 生物学概論 II 2 基礎生物学実験
 1 地学概論 I 2 地学概論 II 2 基礎地学実験 1 物理学 I 2 物理学 II 2 物理
 学実験 2 化学 I 2 化学 II 2 化学実験 2 生物学 I 2 生物学 II 2 生物学実
 験 2 地学 I 2 地学 II 2 地学実験 2 理科教育学 I 2 理科教育学 II 2 理科
 教材研究 2 自然科学論 2 自然科学教育演習 2 理科内容構成 2 音楽科教育論
 2 音楽科教育法 2 音楽科授業研究 I 2 音楽科授業研究 II 2 ソルフェージュ 2
 歌唱法基礎A 1 歌唱法基礎B 1 声楽 I A 1 声楽 I B 1 声楽 II A 1 声楽 II B
 1 器楽奏法基礎A 1 器楽奏法基礎B 1 合奏表現法 2 合唱表現法 2 管楽器奏法
 基礎A 1 管楽器奏法基礎B 1 ピアノ I A 1 ピアノ I B 1 ピアノ II A 1 ピアノ
 II B 1 ピアノ III A 1 ピアノ III B 1 管楽器 I A 1 管楽器 I B 1 管楽器 II A 1
 管楽器 II B 1 指揮法 2 楽曲構成基礎論 2 作曲・編曲法 2 音楽史 2 声楽発展
 研究A 1 声楽発展研究B 1 器楽奏法研究 I 2 器楽奏法研究 II 2 和声A 2 和
 声B 2 音楽教育研究 2 音楽科内容構成 2 美術科教育論 2 美術科教材開発実践
 研究 2 美術科授業研究 I 2 美術科授業研究 II 2 造形基礎 2 絵画 I A 1 絵
 画 I B 1 絵画 II A 1 絵画 II B 1 絵画演習 II 2 彫刻 I 2 彫刻 II 2 構成 I A
 1 構成 I B 1 構成 II A 1 構成 II B 1 デザイン I A 1 デザイン I B 1 デザイ
 ン II A 1 デザイン II B 1 立体表現基礎演習A 1 美術教育演習 2 美術科内容構
 成 2 地域ワークショップデザイン 2 20世紀の美術教育論と現在 2 保健体育科教
 育論 2 保健体育科教育法 2 保健体育科授業研究 I 2 保健体育科授業研究 II 2
 基礎運動 I 1 基礎運動 II 1 身体表現 I 1 身体表現 II 1 球技A I 1 球技A II
 1 球技B I 1 球技B II 1 武道 I 1 武道 II 1 野外スポーツ 1 体育原理 2
 体育心理学 2 体育社会学 2 体育経営管理学 2 運動学 2 運動方法学 2 生理
 学 2 運動生理学 2 衛生・公衆衛生学 2 学校保健 2 保健体育科内容構成 2 技
 術科教育論 2 技術科教育法 2 技術科授業研究 I 2 技術科授業研究 II 2 工業教
 育法 2 工業授業研究 2 木材加工法 I 2 木材加工法 II 2 金属加工 2 機械工
 学 I 2 機械工学 II 2 電気工学 I 2 電気工学 II 2 栽培学 2 情報基礎 I 2
 情報基礎 II 2 計算機システム 2 ソフトウェア工学演習 2 職業指導概論 2 技術
 科内容構成 2 家庭科教育論 2 家庭科教育法 2 家庭科授業研究 I 2 家庭科授業

[研究Ⅱ 2](#) [中等家庭科実践研究 2](#) [生活経営学 2](#) [家族関係学 2](#) [被服学Ⅰ 2](#) [被服学Ⅱ 2](#) [被服学実習 1](#) [被服学実験 1](#) [食物学Ⅰ 2](#) [食物学Ⅱ 2](#) [調理学実習Ⅰ 1](#) [調理学実習Ⅱ 1](#) [食物学実験 1](#) [食物学総論 2](#) [住居学Ⅰ 2](#) [住居学Ⅱ 2](#) [保育学Ⅰ 2](#) [保育学Ⅱ 2](#) [家庭電気・機械・生活情報処理 2](#) [家庭科教育演習 2](#) [家庭科内容構成 2](#) [英語科教育論 2](#) [英語科教育法 2](#) [英語科授業研究Ⅰ 2](#) [英語科授業研究Ⅱ 2](#) [英語音声学演習 1](#) [英文法演習 1](#) [英語史 2](#) [英語学概論 2](#) [英語学演習 2](#) [英語圏文学概論 2](#) [英語圏文学演習 2](#) [英会話 2](#) [英作文Ⅰ 1](#) [英作文Ⅱ 1](#) [英語演習Ⅰ 1](#) [英語演習Ⅱ 1](#) [英語演習Ⅲ 1](#) [英語演習Ⅳ 1](#) [異文化理解 2](#) [異文化間コミュニケーション論 2](#) [英語科内容構成 2](#) [情報科教育法2 2](#) [ヒューマンインタフェース 2](#) [プログラミング 1](#) [マルチメディア技術 2](#) [デジタル画像処理 2](#) [情報・職業 2](#) [学校経営と学校図書館 2](#) [学校図書館メディアの構成 2](#) [学習指導と学校図書館 2](#) [読書と豊かな人間性 2](#) [情報メディアの活用 2](#) [日本語教育学概論Ⅱ 2](#) [日本語教育教材教具論 2](#) [日本語教育実習Ⅰ 1](#) [日本語教育実習Ⅱ 2](#) [日本語音声学 2](#) [日本語文字・表記論 2](#) [日本語文法論 2](#) [日本語語彙論 2](#) [国際理解教育実践研究 2](#) [多文化交流実践研修 2](#) [国際比較文化研究 2](#) [日本研究A 2](#) [日本研究B 1](#) [国際交流基礎演習Ⅰ 1](#) [国際交流基礎演習Ⅱ 1](#) [特別開講科目 単位数一時間数相当 卒業研究 4](#)

連携教職科目

[中等家庭科教育特論 2](#) [中等家庭科指導法Ⅰ 2](#) [生活課題の調査と分析 1](#) [家庭経営学 2](#) [テキスタイル基礎科学 2](#) [食物学特論 1](#) [住居学 2](#) [保育学 2](#) [持続可能な生活づくり 2](#) [美術科教材開発実践研究 2](#) [美術科教育法Ⅰ 2](#) [絵画演習Ⅰ 2](#) [映像メディア表現 2](#) [彫刻特別演習 2](#) [工芸演習 2](#) [美術理論・美術史 2](#) [美術教育の未来を考える 2](#) [先端芸術表現理論 2](#) [情報科教育法Ⅰ 2](#) [情報教育特論 2](#) [情報科教育授業論 2](#) [情報社会と倫理 2](#) [インターネット社会のための情報倫理 1](#) [プログラミング言語 2](#) [データ構造とアルゴリズム 2](#) [情報工学Ⅰ 2](#) [情報工学Ⅱ 2](#) [計測・制御システムの設計 2](#) [情報システム開発演習 2](#) [情報通信ネットワーク論 2](#) [情報社会の発展と職業 2](#) [情報変革と職業 2](#)

○香川大学全学共通科目履修規則

平成16年4月1日

改正 平成17年4月1日 平成18年4月1日

平成19年4月1日 平成20年4月1日

平成22年4月1日 平成23年4月1日

平成24年4月1日 平成25年4月1日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

平成29年4月1日 平成30年4月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、香川大学学則第41条第2項、第47条、第53条第2項及び第57条第3項の規定に基づき、香川大学（以下「本学」という。）における全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の「全学共通科目」とは、主題科目、学問基礎科目、コミュニケーション科目（学部開設科目の外国語科目を除く。）及び高度教養教育科目・広範教養教育科目をいう。

(授業科目及び単位数)

第2条 本学において開設する全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(修得すべき単位数)

第3条 全学共通科目の修得すべき単位数は、各学部規程の定めるところによる。

(単位数の計算方法)

第4条 全学共通科目の各授業科目の1単位当たりの授業時間数は、主題科目、学問基礎科目、コミュニケーション科目及び高度教養教育科目・広範教養教育科目のうち、講義によるものは15時間、演習形式、実験形式及び実技形式によるものは30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学入門ゼミ、情報リテラシー及び英語のうち Communicative English I、Communicative English II 及び上級英語については、15時間の授業をもって1単位とする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第5条 文部科学大臣が別に定める技能検定試験等の学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修及び単位数は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の単位の認定は、本学の大学教育基盤センターに置かれる当該部会の審査を経て各学部が行う。

(履修方法及び履修手続き)

第6条 授業時間割及び授業担当教員は、学年の始めに公示する。

- 2 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目等を指定の期日までに届け出なければならない。

- 3 全学共通科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第7条 全学共通科目の成績は、100点をもって満点とし、次のとおり可以上を合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格又は不合格の評語をもって表す。

秀 90点以上

優 80点以上90点未満

良 70点以上80点未満

可 60点以上70点未満

不可 60点未満

(出席時間数の取扱い)

第8条 一の授業科目につき、その開講時数の3分の2以上出席していない者については、その授業科目の単位を与えない。ただし、大学教育基盤センター長が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の実施に関し必要な事項は大学教育基盤センター長の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に香川大学（以下「旧香川大学」という。）又は香川医科大学（以下「旧香川医科大学」という。）に在学していた者の全学共通科目の履修については、旧香川大学又は旧香川医科大学の履修規則等の定めるところによる。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。ただし、高学年向け教養科目については、各学部の定めるところによる。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度に入学した者については、別表第1（第2条関係）6高学年向け教養科目を除き、この規則の施行前の香川大学全学共通科目履修規則を適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。ただし、別表第1（第2条関係）6高学年向け教養科目の学部提供教養科目の項は、平成19年度入学生から適用する。
- 3 別表第2（第5条関係）TOEFLインターネットテストの項の規定は、平成18年度入学生から、韓国語の項の規定は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日）

改正 令和2年4月1日

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月1日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

全学共通科目の授業科目及び単位数

1 主題科目

(1) 主題A「人生とキャリア」

主題	授業科目	単位数
主題A	人生とキャリア	1又は2

(2) 主題B「現代社会の諸課題」

主題	授業科目	単位数
主 題 B	主題B—1	歴史のなかの21世紀
	主題B—2	グローバル社会と異文化理解
	主題B—3	情報とコミュニケーション

主題B—4	文化と科学・技術	1又は2
主題B—5	生命と環境	1又は2
主題B—6	人間と健康	1又は2

(3) 主題C「地域理解」

主題	授業科目	単位数
主題C	地域理解	1又は2

2 学問基礎科目

(1) 学問基礎科目「学問への扉」

授業科目	単位数
書物との出会いー学問することの喜び	1又は2
自然科学基礎実験	1又は2

(2) 学問基礎科目「各学問領域（ディシプリン）」

授業科目	単位数	授業科目	単位数
哲学	1又は2	経済学	1又は2
論理学	1又は2	経営学	1又は2
倫理学	1又は2	数学	1又は2
芸術	1又は2	地学	1又は2
心理学	1又は2	物理学	1又は2
社会学	1又は2	化学	1又は2
教育学	1又は2	生物学	1又は2
歴史学	1又は2	地理学	1又は2
文学	1又は2	統計学	1又は2
言語学	1又は2	情報科学	1又は2
法学	1又は2	医学	1又は2
政治学	1又は2	看護学	1又は2

3 コミュニケーション科目

(1) 大学入門ゼミ

授業科目	単位数
大学入門ゼミ	1又は2

(2) 情報リテラシー

授業科目	単位数
情報リテラシー	1又は2

(3) 外国語

ア 既修外国語

授業科目	単位数
英語	1又は2

イ 初修外国語

授業科目	単位数
ドイツ語	1又は2
フランス語	1又は2
中国語	1又は2
韓国語	1又は2

ウ 日本語等

授業科目	単位数
日本語	1又は2
日本事情	1又は2

(4) 健康・スポーツ実技

授業科目	単位数
健康・スポーツ実技	1

4 高度教養教育科目・広範教養教育科目

授業科目	単位数
高度教養主題科目	1又は2
上級英語	1又は2
西洋古典語	1
広範教養主題科目	1又は2
学部提供教養科目	1又は2

別表2 (第5条関係)

本学における授業科目の履修とみなし与えることのできる技能検定試験等の学修及び
単位数

技能検定試験等の種類	与えることができる単位数
------------	--------------

			2単位	4単位	6単位
英語	実用英語技能検定		＼	準1級以上	＼
	TOEFL	ペーパーテスト	500点～529点	530点以上	＼
		インターネットテスト	61点～70点	71点以上	＼
	TOEIC		600点～669点	670点以上	＼
	IELTS		＼	5.5以上	＼
ドイツ語	ドイツ語技能検定		4級	＼	3級以上
フランス語	実用フランス語技能検定		5級	4級	3級以上
中国語	中国語検定		4級	＼	3級以上
	HSK		＼	＼	4級以上
韓国語	ハングル能力検定		5級	4級	3級以上